

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

も：く：じ

- ・ブラック企業に働いて … 柳 とわ子 p 2 ~
 - ・トヨタ、6期ぶり最高益（トヨタウオッチ2014-③） … 伊藤 欽次 p 5 ~
 - ・集团的自衛権の解釈変更をめぐって … 福田 秀俊 p 8 ~
憲法解釈の変更による~~愛知県民アピール
 - ・気になる三つの課題と労働運動 … 大木一訓 p 16 ~
 - ・教員はどこまで職務に専念しなくてはいけないのか… 櫻井善行 p 22 ~
 - ・この2カ月NEWS 2014年3月・4月 … 編集部 p 24 ~
-
- ・編集後記 … 事務局 p 28



● 第176号

○ 2014年5月15日

愛知労働問題研究所



ブラック企業で働いて

柳 とわ子

大学卒業後、社会に出た私は「残業手当」や「有給」はあると言われながら実際には厳しいとある程度は覚悟していた。しかし実際に就職してみると、厳しさは予想をはるかに超えるものだった。就職したのは、業界では中堅どころの全国展開している引越し会社で、所謂ブラック企業だった。私は事務職として採用され、期待をもって2008年4月、研修合宿に臨んだ。

合宿は何でも連帯責任の「グループワーク」が続いた。事前に長々とした社訓を暗記してくるよう言われており、筆記・暗唱の試験があった。覚えていない人がいるグループは座ることも許されず、合格するまで試験を受けるが、やっと合格して寝ようとする「仲間を応援できないのか」と怒鳴られ、結局新人全員が徹夜した。「挨拶」と「行進」の練習も延々とした。お辞儀の角度は分度器で計測され、行進は歩幅を揃えるよう定規が配られた。何の意味があるのかわからないまま「こんなことも出来ないなら会社に必要ない」などと怒鳴られながら必死に「研修」を受けていると、指導役の役員が突然「お前たちはよくやった!」と号泣し始めた。それにつられ泣き出す人が多数いたが、私は隣席の人と「この研修、変な宗教みたい」と囁き合った。後になって、感じた違和感をもっと大事にすればよかったと悔やんだが、社会に出たばかりで「会社とはこういうものか」と流してしまった。

初出社の日から「聞いていたのと違う」の連続だった。採用された事務職は、「電話を受けて日程調整、荷物の少ない方は聞き取りして契約」というインバウンドと説明を受けていたが、実際は情報サイトや不動産からの情報を元に引越し客を確保するアウトバウンドの仕事が多く、割合を占めた。

契約数に「ノルマ」はないが「本日の目標」が決められ、個人目標・部署目標のどちらかでも達成できないと、支店長から「給料泥棒め」と怒鳴られた。どうしても定時に帰らねばならぬ人が帰り支度を始めると、またもや支店長が「まだ仕事終わってねえぞ」と怒鳴り、デスクを思い切り叩いた。あまりに大声なので電話商談中の相手にもハッキリ聞こえてしまい破談になったこともある。壁を拳で殴り穴をあけたこともあり、隣接する会議室で折たたみイスが投げつけられる音もよく聞いた。恐怖の中で数字を追い、気付けば残業が月50時間を越えていたが残業代は1円も支給されなかった。残業代については毎月「繁閑手当」として1万円が給料に組み込まれており、別段タイムカードは必要ないというのが会社の考えだった。

また職務環境も非効率的で仕事が終わらない原因だった。当時、私と同じ事務職は5人だったがデータ入力に必要なパソコンが2台しかなかったため、先輩社員から入力作

業を済ませていき新入社員は一番後に使用した。見積書や契約書など書類全てが手書きのため、書き間違える度にイチから作り直した。共有の PC2 台ではあまりに設備不足で、作業の遅れなどもあり不動産屋から信用されない。他部署と同じく 24 時退社が当たり前。22 時は「今日は早い」。業務マネージャーが誰よりも早く出社し誰よりも遅く退社して、新入社員の仕事を引受けてくれたり部署全体をフォローしてくれたりしたが、常に怒鳴り声が聞こえ、社員たちが緊張し怯えている環境は精神的に辛く、私の体重は半年で 8 キロ減った。

1 年程すると仕事の効率化の為にパソコンが 1 人 1 台になり、専属システムエンジニアを雇って社内専用プログラムを組んで使用していたが、プログラム修正や催促の為に夜中でも電話するなどシステムエンジニアを酷使し、文字通り夜逃げされてしまった。そのため、バグだらけのソフトで仕事をしなければならなかった。

現場も含め常にどの部署もかなりの人員不足に悩まされ、無理・無茶をし過ぎて客からの信頼が減っていくが、本社からの「目標」は前期増し・前年度増しを求められるため、営業の数字を稼ぐ為に客への嘘は私が入社したときより悪質になってきた。例えば、実際はやらないのに「壁や廊下はマンションのエントランスから養生（保護パネルで傷を防ぐ）します」と言ったり、2 日間かかる作業を 1 日で出来ると言ったり。そのしわ寄せが現場作業に行き、支店長が怒鳴り続け、賠償報告で本社からの「お叱り」で給与や休みが減った支店長がさらに部下たちを怒鳴り、営業担当の休みが減らされ、寝不足の頭で外回りに出て契約本数が欲しいためにまた嘘をつく。支店全体がこれ以上どうにも壊れようがないくらいに壊れていった。

2009 年 3 月、出社したらフォロー役の業務マネージャーが辞めていた。支店長の「怒鳴り」が直接に事務に向くことが多くなり、主任クラスの人でさえ自分の数字だけを大事にして、同月に人員増のため採用した新人の教育を放り出した。私も新人に構っている暇があったら自分の「目標」を達成し 1 分でも早く帰りたいと思ったが、デスクで泣きそうになっている新人を無視できずその仕事をサポートした。しかし案の定、私は入社 1 年そこそこでは教えながら自分のノルマを上げる事は出来ず、8 時に出社し 23 時頃帰宅するようになった。24 時になると社内のパソコンシステムが強制終了されるので終了 1 分前まで仕事をし、渋々退社した日も何度かある。

そんな生活が続くと様々な身体症状が出てきた。ヘトヘトに疲れているのですぐに眠れそうなものだが、布団に横になっても眠れない。ウトウトしてくると目覚まし時計が鳴ったような気がして、或いは既に寝坊してしまった気がして、日が昇る前に何度も目を覚ましてしまうようになった。また、味覚も感じなくなった。朝食時は座ると寝てしまうので台所で立ったままヨーグルト飲料を飲み、夕食時はすぐにでも布団に入りたいのでクッキーなどの小袋のお菓子をお茶で流し込んでいた。そしてある日、いつものヨ

ーグルト飲料やお菓子の味がわからない事に気付いた。いつから味を感じなくなっていたのか、わからなかった。

朝起きて仕度し始めるとその手順がわからなくなり、服を着替えようとしたはずなのに2度目の歯磨きをしたり、毎朝している仕度なのに何をすればよいかわからなくなって部屋で呆然と立ちすくんでしまったりした。布団から起き上がると何故か涙が止まらず2回ほど仮病で休んだこともある。現場の社員は少なく、派遣が大半。繁忙期や現場によっては2時帰宅。派遣やバイトは悪評であまり応募がこない。売り上げのために大量の契約を取るが、それをこなせるだけの車両・人員がいない。質がどんどん低下し、事故・破損も多く、支店長からは、報告書をあげずに社員の自腹で対応するよう求められた。

それまで「この会社を辞めて次の就職先があるのか」とか「辞めていつてしまわないよう新人を何とかフォローしなくては」という不安や思いで必死にやってきたが、ある時ふと「この会社で働くことに何の意味も意義も見出せない」と気付き、会社を辞める決意をした。辞める理由が「自己都合」であると有給消化や給与カットされる危険があったので、「母の病」ということにして、2010年2月上旬に支店長に「繁忙期の3月が過ぎたら辞めたい」と伝えた。支店長からは人事部に伝えておくと言われたが、4月上旬になって「忙しくてまだ伝えていない、今月いっぱい働いてくれ」と言われた。5月に入ってから「忙しくて」「引継ぎができない」などとかかわされたが、5月13日に「6月いっぱい辞めます」と言い切りの形で伝えた。手付かずの有給も使わないまま5月21日、会議室に呼び出され支店長から「5月いっぱい辞めてくれ」と言われた。6月に在籍があると夏のボーナスを支払わなければならないので、どうせ辞めるならその前にということだった。あまりの衝撃で声も出なかったが、このままでは有給さえも奪われると思い、その日から末日までの11日間(6月にかかる有給は認めないと言われたため)の有給申請書を提出した。辞めた後、離職票が届くまでに2週間、社会保険料の差額が口座に振り込まれるまでに2か月かかった。

一緒に入社した同期51人は、私が辞めるときには半数も残っていなかった。辞めていった人たちは、有給を1日も使えないままだったり、怪我をしても労災申請してもらえなかったりしたが、皆「もうこの会社とかかわりたくない、一日でも早く縁を切りたい」と内輪では悲鳴を上げながらも、会社と闘ったりすることはなかった。最近、ブラック企業の問題がようやくマスコミなどでも取り上げられるようになったが、私のような体験をして傷ついている若い人は多いと思う。私もあの会社にあと半年もいれば、その後立ち直れないほどの心身のダメージを受けたに違いない。

当たり前のことが守られる社会であってほしい、強くそう願っている。

やなぎ・とわこ(名古屋市在住 会社員)

トヨタ、6期ぶり最高益

2014年3月期決算、今期は横ばいか

伊 藤 欽 次

1. 利益剰余金(内部留保の一部)、1兆4271億円増やす

5月9日の新聞(朝刊)は、トヨタ自動車の2014年3月期決算の模様、「トヨタ、6期ぶり最高益」をいっせいに報じた。

「中日(東京)新聞」1紙のみが、「社説 トヨタ決算、人づくりを忘れずに」をにかけていた。

会社が発表した決算資料によると、「営業利益は74%増の2兆2921億円。対ドルでの円安などが替変動が9000億円、原価改善が2900億円の増益要因となった。09～10年に米国で起きた大規模リコール(無償回収・修理)に絡み、米司法当局に支払った制裁金(12億ドル=1250億円)やオーストラリアでの生産撤退関連費用(850億円)を吸収しても、大幅な増益を確保した。

こうしたなかで、配当は年165円と75円増やし、大盤振る舞い。

しかも、内部留保の主要な部分を占める「利益剰余金」は、前期から1兆4271億円増やし、なんと14兆1163億円にも達しています。(日本の大企業でダントツ)

それだけでなく、「6年ぶりの自社株買いを実施」することになっている。3月27日の発表によると、3000万株の自己株式を処分している。そのうえで、自社株買いの規模は6000万株、3600億円を上限とするもの、として大量の自己株を購入し、株価つり上げをねらっている。

この高収益、内部留保の積み増しは、トヨタ自動車の大家芸である「原価低減」(労働者、下請けいじめ)が大きく寄与してきた。リーマン・ショック(=トヨタ・ショック)以降でも。1兆5900億円、という巨額です。

[さいきんの原価低減実績]

2009年3月期 0億円

2010年 〃 5200億円

2011年 〃 1800億円

2012年 〃 1500億円

2013年 〃 4500億円

2014年 〃 2900億円

今期（2015年3月期決算）の業績は「横ばい」を見込み、「成長のための足場固めの次期＝「踊り場」（「階段の途中を広くして、足休めとした所」＝広辞苑）、つまり「足場固め」と位置づけているようだ。

2. トヨタの2014年ベア・一時金要求と結果を検証する

「日本最強企業で業績好調」といわれているトヨタ自動車の2014年春闘（ベア・一時金要求など）が注目されていた。マスコミも大きく報道していた。しかし、マスコミ報道ではふれられていない、いくつかのことがわかった。

（1）「賃金要求」について

要求するにあたって、労組が強調していることは、「組合員とその家族の真の幸せの実現」と「グローバルトヨタの発展」の両立をめざす」としています。

トヨタには、「世間で言う「定昇（定期昇給）」を「賃金制度維持分」、「ベア」を「賃金制度改善分」として取り組んでいる」と言う。以下、労組の資料を紹介する。（「評議会ニュース」No.1106・2013年12月3日）

トヨタにおける 賃上げ	賃金制度維持分 (賃金制度に基づく賃金お引き上げ。 引き上げ額は資格・賃金等級等に応 じる)	賃金制度改善分 (賃金制度の底上げによる賃金水準 の引き上げ)
概 要	『現在の賃金制度を維持するための 原資』 ・現在の賃金制度に基づく昇給・昇 等級・勤続などを反映した賃上げ分 (職能基準給、職能個人給、生産性 給、役割給・習熟給等) ・2年ごとに水準の見直し。(’12/8 に7,300円とすることを労使で確 認。)	『現在の賃金制度を改善させていく 原資』 ・維持分を越える賃上げ ・「賃金制度改善ありき」ではなく、 年々でメリハリある取り組みを実践 ・「」
特 徴	(定昇との違い) ・約束されたものではなく、毎年の 交渉を通じて勝ち取ってくるもの。 ・引き上げ額は資格・賃金等級等に 応じる。	(ベアとの違い) ・より良い賃金制度とするために、 資格・賃金等級等に応じて引き上げ られるもの (必ずしも全員一律津 で引き上げられる訳ではない。)

*「賃金制度維持分」については、近年、その確保の重みが増していることについて、認識を深める必要がある。

グローバル競争が一層激化し、また社会保険料等の負担が増大している中、会社には「原資確保に向けた会社方針・施策の立案・遂行」が組合員には「期待される水準までの能力の向上」が求められている。

さらに、「賃上げを検討する上でのポイント」として、「賃金水準に影響を与える様々な判断様相を総合的に判断し、その時点で適正な賃上げ水準を見極めていく必要があります、」として、①経済環境、②トヨタの競争力、③賃金水準、労働の質的向上（会社に明確に主張できる「労働の質的向上」ああるか）

その上に立って、2014年「賃金制度改善分（いわゆる「ベア」）要求」は、「トヨタや日本のモノづくりのおかれた環境を踏まえた上で、「リーマンショック以前の獲得実績」「トヨタの賃金水準」「長期安定的向上」の観点から、「1,000円+ α 」が必要と考える。

「 α 」は、「新退職金制度」（2014年4月発足。新設の「退職金基礎ポイント」の原資として、昇給から2,750円を新制度に移行する）を考慮する、という。

以上を総合的に勘案し、本年については、組合の改善分についての基本的考え方である「1,000円+ α 」を超えて、4,000円の賃金制度改善分を要求する。

としていました。

その上で、「要求の細部」——①要求の基礎（組合員平均）、②基準内賃金引き上げの原資配分案、——についても決められていた。

「賃上げ4,000円」が大きくマスコミなどでクローズアップされていたが、実際は「賃上げ（賃金制度維持分）1,000円+新退職金制度への供出金分相当+ α 」というのが内容でした。

「賃上げ要求は1,000円にすぎない」ことについては、「ブログ・トヨタで生きる」は、しっかりとあげていました。

「トヨタの回答は、現在の交渉方式になった02年以降では08年の1000円を大きく上回る水準となった。ただ労働組合側が求めていた4000円は下回った。14年3月期は過去最高の営業利益となる見通しだが、円安による恩恵が大きいとして継続的に人件費が増えるベアには慎重な姿勢を崩さず、2700円にとどめた。一般期間従業員の日給は200円引き上げる。」（ロイターの記事）

ところで、トヨタの宮崎直樹専務役員は豊田市内で記者団に対し、春闘での回答に関し「日本経済の好循環に向けて、個人消費を活性化させることが重要。トヨタ労使としてもその役割を果たす必要がある」と話した。

これは、安倍ノミクス・政労使一体の「官製春闘」への協力ぶりを誇示したものといえる。

（いとう・きんじ／所 員）

集団的自衛権の解釈変更をめぐる

安保破棄・諸要求貫徹愛知県実行委員会

事務局次長 福田 秀俊

1 はじめに

安保破棄愛知県実行委員会の事務局の仕事に携わり、安保条約や日米同盟が日本の首根っこを抑えていることを実感する日々です。

安倍首相の一見米国からの「自立」の動きもよく見ると、米国の「手のひらの上」での動きであることがわかります。指南役を気取るアーミテージ氏は、07年2月のいわゆる「第2次アーミテージ報告」で、安全保障上の日米関係は「主従関係を余儀なくしてきた」が、日本のアフガニスタン、イラクへの派兵が「上下関係を弱めるのに役立った」とし、①日本版NSC設置、秘密保護法制定であり、②集団的自衛権の行使の容認の憲法上の制約を取り払うことであり、③海外派兵一般法の制定であり、④防衛費の増額などを、「日本への勧告」として提案しています。

そして、中国、韓国、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）にはナショナリズムもを煽って強気が目立つのも、米国への迎合の鬱憤晴らしのように感じています。

とのこのように、私は学者、研究者でもありませんので、新聞や書籍に紹介されている「事実」を実証的に確かめることはできません。今流行りのコピペ（コピー＆ペースト）ですから、引用元を明らかにすることで、考えてもらうしかありません。安保の幹事会でも、読売新聞なども反面教師にして議論をするのです。

何しろ、この文章を書いている日の中日新聞夕刊（14年5月9日）には、「無断で『南京虐殺なかった』『ベストセラーに翻訳者加筆』と『英国人記者が見た連合軍戦勝史観の虚妄』（祥伝社新書）の中の「日本軍による『南京大虐殺』はなかった」と主張した部分は、著者に無断で翻訳者が書き加えていたことが明らかになった」と報じているのですから、コピペも大変です。

2 俗耳に入った考えを覆すのは大変

4月27日の岡崎・九条の会で天野鎮夫氏との対談の中で、瀬戸和義愛知県弁護士会元会長が、「俗耳に入った考えを覆すことは大変です」と言われた。

集団的自衛権を議論するときも、安倍首相をはじめとして行使容認派のみなさんは、実に「俗耳に入り易い」ことを言います。

そんな中で、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下に置かれた安倍晋三首相のお友達で構成された「安保法制懇（安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会）」も、これにあたります。

4月13日のしんぶん赤旗には、安保法制懇報告の概要が次のように紹介されています。しかし、第1次安倍内閣同じメンバーの報告書ですから、結論ありきと言われるわけです。しかも、事実にそぐわない「主な事例」が挙げられているのですから、これが「専門家？」と疑われています。でも「俗耳に入り易い」のです。

安保法制懇・報告書の概要

集団的自衛権＝9条2項の解釈変更

- 「砂川最高裁判決」に言及し、「固有の自衛権」を確認
- 「自衛のための必要最小限度」に集団的自衛権が含まれる
- 対象国、地理的限定は明示せず
- 行使にあたって「6条件」(別項)。首相が「総合的に判断」

【主な事例】

- ☆公海上での米艦船への攻撃に対する反撃
- ☆米国に向かう弾道ミサイルの迎撃
- ☆日本近隣有様での米軍への攻撃排除、船舶検査、(朝鮮有事を想定)
- ☆シーレーン(海上交通路)での機雷除去(ペルシャ湾を想定)

集団安全保障＝9条1項の解釈変更

- 国連の集団安全保障活動は9条1項に違反しない
- 多国籍軍に参加可能に
- 武器使用基準を「自己防護」から「任務遂行」(敵の排除)まで拡大

【主な事例】

- ☆海外活動で他国部隊への「駆けつけ警護」
- ☆海外活動で他国部隊の後方支援
- ☆イラクのクウェート侵攻のような事態での多国籍軍参加
- グレーゾーン(日本への武力攻撃にいたらない侵害)

【主な事例】

- ☆領海内で潜没潜水艦が退去命令に応じない場合
- ☆海上保安庁が対応できない離島で武装集団が不法活動を行う場合
- ☆邦人救出で当該政府が侵害を排除する意思、能力を持たない場合

1 公海上での米艦船への攻撃に対する反撃

自衛隊の取材を続け、イラクのサマーワ駐屯地も取材した中日新聞(東京新聞)の半田滋さんも、自らの著書である『集団的自衛権のトリックと安倍改憲』(高文研)などで繰り返し、俗論を批判しています。ここでは、『世界』(13年12月号)の「集団的自衛権行使は何を守るのか 空虚な容認論がもたらす危機」を中から紹介します。

① 「1の公海で米艦艇が攻撃される事態を考えてみよう。米艦艇を狙うために艦艇や航空機が差し向けられる事態はもはや戦争である。戦場となった洋上で米艦艇とともに海上自衛隊の艦艇が行動しているとすれば、日本有事以外にあり得ない。

日本有事の際の米艦艇防護について、国会では「日本防衛のために行動している米艦艇を自衛隊が防衛することはわが国の自衛の範囲内に入る」（一九八三年三月八日衆院予算委、谷川和穂防衛庁長官）、すなわち個別自衛権に入り、合憲の政府見解が示されている。」

② 「次に日米共同訓練や周辺事態で日米の艦艇が共同行動する場合を検討すると、そもそも日米が密集した艦隊陣形をとることはあり得ない。艦艇は潜水艦への警戒から数キロもの距離をとり、点々と散らばって行動するからである。

現代戦で艦艇への攻撃に使われるのは魚雷と対艦ミサイルの二種類だ。潜水艦から発射された魚雷は、有線誘導によって正確に制御される。ひそかに狙われた艦艇は自らを守るのさえ難しく、ましてやはるかに離れた洋上にいる他の艦艇が防護することはできない。対艦ミサイルは東京一名古屋間にも匹敵する三百キロもの彼方から発射される。狙われた艦艇は、レーダー照射を受けるので逆探知して自ら防御できるが、別の艦艇が迎撃することは現在の技術では不可能だ。

結論はいずれのケースでも法制面、技術面で『集団的自衛権行使の必要性は生じない』となる。」

テレビなどで見ると「日米が密集した艦隊陣形」とっている様子が写るのですが、それはあくまで港から出たとき、あるいは撮影用だということです。有事を想定した共同訓練では、「(敵)潜水艦への警戒から数キロもの距離をとり、点々と散らばっている」というのですから、ありえない事態を「専門家たち」は議論しているのでしょうか。

4 米国に向かう弾道ミサイルの迎撃

その一つ米国に向かう弾道ミサイルの迎撃です。慎重に「(迎撃する)能力がありながらそうしないでよいのか」と問いかけています。

13年8月15日付「救援新聞」に次のような対談形式で「自民党改憲案を斬る 解釈改憲の手法①—5—」があります。

●球太 ウソのキャンペーンは自民党政権の常套手段ですよ。最近それが増幅されている。

(中略)

●直美 集団的自衛権の行使が可能となるように憲法解釈を変える必要性を、安倍さんは「公海上で隣にいる米軍艦が攻撃されるのを黙って見ていていいのか」などと言ってますね。

●憲さん 自衛隊が米軍指揮下での「仮想敵国」相手の海戦訓練中という、対米従属体制の前提を隠している。まるで友人が散歩中に突然暴漢に襲われたら、というような話にすり替えておる。第一次安倍内閣以来の首相の私的諮問機関である安保健制懇（「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」）で、課題を示して議論させている。

●真一 日本やその周辺地域での課題提示はもう一つあった。「米本土を狙う北朝鮮の弾道ミサイルが日本上空を通過するのに、撃ち落とせなくていいのか」。

●憲さん 首都中心部の路上で餓死寸前の人びとが倒れているような国がそんなことはしない。対米挑発は「窮鼠」の類だから。架空の話でそれを考えても、北朝鮮の発射基地が

ら米東部に向けて飛ぶミサイルは、日本上空は通らないんじゃない。アラスカ上空すら外れて北極海上を通過する。人は普通世界地図を見るのに、小さい時からよく見る「メルカトル図法」に慣れている。緯度と経度が直角になり、方位も正しいが、極地に近いほど面積が大きくなる。しかし、地表近くの長距離飛行物体は、この地図での直線上は飛ばない。地球は丸いから、この地図での2地点間の最短距離は、北半球の場合は北に曲がる放物線状になるんじゃない。

●正子 「大圏航路」ね。

●球太 この問題では現に自衛隊が首都圏や沖縄に対空ミサイルを配備しました。

●憲さん 高度600～1000kmを秒速8kmで飛ぶ弾道ミサイルに対して、自衛隊の迎撃ミサイルPAC-3は射程距離が20km、イージス艦搭載のSM-3弾道弾迎撃ミサイルは高度200kmまでしか達しないから打ち落とすのはしよせん無理じゃ。苦し紛れに、失敗して発車直後の爆発片が飛んでくるのを撃落すといったが、そんな軍事技術は世界にない。「確実な」破壊策は発射前の「先制攻撃」だが、いま安倍政権はそれに向かってるんじゃない。

5 一見すると説得的な「俗論」の世界

安倍晋三首相自らが俗論を展開し、「俗耳に入り易い」議論を展開しているのを批判する豊下楯彦氏を紹介します。岩波新書の『集団的自衛権とは何か』ですが、是非読んでいただきたい。あわせて、岩波新書『安保条約の成立』読んでいただきたい。

① 権利があっても行使できない

「権利があっても行使できない —それは、財産に権利があるが、自分の自由にならない、というかつての”禁治産者”の規定に似ている」「権利を有していれば行使できると考える国際社会の通念のなかで、権利はあるが行使できない、とする論理が、果たしていつまで通用するのだろうか」(『美しい国』) 世に「俗論」と言われるものがある。一見すると説得的に思われるが、冷静に分析すると根拠のない議論のことである。右の安倍の議論はその一つの典型であろう。

2004年3月3日、参議院の憲法調査会において、…参考人の…京都大学教授で国際法を講ずる浅田正彦は次のように答えた。

「権利を保持するということとそれから権利を行使するということ、権利を保持する能力と権利を行使する能力というのを峻別するというのは、法律学でいえばもう言わば常識でありまして、(中略) 国際法においてもこれは同様であろうというふうに思います」「具体的な例を申し上げますと、……例えば永世中立という考え方があります。これは、主権国家であれば他国と同盟を結ぶということは権利として当然認められておるわけですが、しかしながら永世中立国は、自らは他国と同盟を結ばないという選択を行って、永世中立という制度はそれを自己に義務付けたわけでありまして」「日本も日本国憲法の解釈として、集団的自衛権を国際法上は保持しておるけれどもそれを行使、憲法上行使できないというふうな解釈をとっておるその解釈が正しいということを前提とすれば、それは十分あり得ることであって、これが論理的に矛盾しているとかありえないということでは全くな

いというふうに思っております」

安倍は「権利があっても行使できない」という状況を「禁治産者」にたとえたが、これでは、同盟する権利を保持しながら永世中立を堅持するスイスなどの国は、さしずめ「禁治産者の国家」といことになるであろう。

② 必要最小限度の集団的自衛権の行使

2004年1月26日、当時は自民党の幹事長であった安倍が衆議院予算委員会において、…次のような質問である。

「国際法上はもっているけれども、憲法上それは行使できないということを言っているわけでございます。そこで、どうしても聞いてみたくなるのは、国際法上権利を有しているのであれば、我が国は国際法上それを行行使することができるのかどうか。憲法上行使できないということは言っているけれども、では、憲法上その権利を有しているのかどうか。さらにまた、これは、「研究してみる余地」ということにもつながってくると思うのですが、「わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」、こういうふうにあります、が、「範囲にとどまるべき」というのは、これは数量的な概念を示しているわけでありまして、絶対だめだ、こう言っているわけではないわけでありまして。とすると、論理的には、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使というものが考えられるかどうか。その点について、法制局においてお伺いしたいというふうに思います」

秋山収内閣法制局長官は次のように答えた。

「国家が、国際法上、ある権利を有しているとしても、憲法その他の国内法によりその権利の行使を制限することはあり得ることございまして、国際法上の義務を国内法において履行しない場合と異なり、国際法と国内法との間の矛盾抵触の問題が生ずるわけではございませんで、法律論としては特段問題があることではございません」

次いで、個別的自衛権に関する三要件、つまり、「我が国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、それから、実力行使の程度が必要限度にとどまるべきこと」を再確認したうえで、集団的自衛権をめぐる政府解釈の核心について次のように説明した。

「お尋ねの集団的自衛権と申しますのは、先ほど述べましたように、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外国のために実力を行行使するものでありまして、ただ今申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでございます。したがって、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございまして、それはこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げているものでございまして、お尋ねのような意味で、数量的な概念として申し上げているものではございません。」

安倍晋三氏や安保法制懇の「専門家」は、「政治的信念に基づいて悪いことではないと確信」している確信犯か、はたまた誤用されているような「悪いこととわかっていながら行っている」のか、みなさんはどう考えますか。

内閣法制政局長官や額元会長にとっては、当たり前のことでも、「俗耳に入り易い」俗論を覆すのは大変なことでしょう。

半田滋氏も、「安全保障や政治史などを学べば、こんな詐術にひっかかる心配はないが、一般には『日本が米国を守れるなら守ってやるべきだ』と考え、同意する人が多いのではないだろうか』と書いています（『世界』）。

6 『集団的自衛権の深層』

集団的自衛権を国連憲章51条に押し込んだ米国を始め、実際に集団的自衛権の名で戦争が行われた事例が、平凡社新書『集団的自衛権の深層』（松竹伸幸著）に紹介されています。冷戦期の「ソ連のハンガリー介入（56年）、米・英のレバノン・ヨルダン介入（58年）、イギリスのイエメン介入（64年）、アメリカのベトナム侵略（66年）、ソ連のチェコスロバキア侵略（68年）、ソ連のアフガニスタン介入（80年）、アメリカのグアラナダ介入（83年）、アメリカのニカラグア介入（84年）、フランスのチャド介入（86年）」です。ベトナム戦争では韓国、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、タイも参戦しています。

松竹氏は、「じつは私は、集団的自衛権を全否定する立場ではない」「どこかの国が侵略されたとき、その国を助けたいという気持ちになるのは、自然なことだと考える」としています。「同時に、集団的自衛権を論じる上で大切なことは、この問題には、侵略された国を助けるなどというきれいな事を許さない実態が存在することである。建前は侵略された国を助けるものであるとされながら、実態は侵略の口実になってきたという歴史があるのだ」としています。

そして、「日本で集団的自衛権の議論を主導する人たちがその行使を可能にするためには多少のウソは構わないと思っているのか、大小さまざまな虚構の論理を築き上げている。最大の虚構は、集団的自衛権を行使するのが普通の国であって、それを憲法で禁止している日本は世界から見て特殊なというものだろう」と虚構の一つを紹介しています。

軍事同盟のもとにある国の人口は、67%から16%へと激減したとされています。国連加盟国193カ国の中で、集団的自衛権を行使する「普通の国」よりも、スイスを始め「特殊な国」の方が多いのではないのでしょうか。研究者に、あるいは国会質問などで明らかにして欲しいものです。

この本には、「武力の行使とはいったい何なのか」を論じ、安倍首相が定義できないとする「侵略」についても「国連総会が七つの行為を侵略だと定義」し「基地の提供も武力攻撃と同じ位置づけ」し、「後方支援と武力の行使の問題でも結論」が出ているとしています。安保法制懇メンバー・佐瀬昌盛防衛大学名誉教授について「佐瀬の見解は世界で通じるのか」との項もあります。

7 おわりに

国防軍を明示した「自民党改憲草案」を示して9条明文改憲を掲げながら、9条改憲反対の世論の前に、改憲のハードルを下げようと96条先行改憲に転じました。しかし、それも改憲論者からも「邪道」と厳しい批判の声が上がって挫折。それではと、歴代自民党

政権が違憲としてきた集団的自衛権行使を解釈改憲で容認する閣議決定をしようとしています。これには、自衛隊合憲論を展開してきた内閣法制局の長官も反対の声を上げています。4月7日の「朝日」の世論調査では、わずか1年足らずのうちに反対の声が56%から63%に急増し、「限定容認論」で乗り切ろうとしています。解釈改憲に危機感を持ち、反対や慎重な対応を求める意見書採択59議会に及び、愛知県下でも大府市、岩倉市、丹羽郡扶桑町の議会が採択しています。

安倍晋三首相は、「他国を守るために武力を使う集団的自衛権の行使容認を、憲法解釈変更の見解をまとめる『政府方針』に明記する方針を固めた。実態は内閣全体の了解を得ない『首相見解』だ。首相がこのタイミングで『政府方針』と銘打って自らの見解を出すのは、閣議決定で『集団的自衛権』の明記は譲らない、という考えをはっきり示す狙いがある」「安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」は、大型連休明けの5月中旬にも、首相の意向に沿った内容の報告書を発表。その後、首相は間を置かず自公両党に対し、「政府方針」を示す考えだ。その中で、首相は「必要最小限度」の自衛権に集団的自衛権の一部が含まれる、などとする憲法解釈の変更を打ち出す方針だ」（朝日5月2日）。

安倍晋三首相は、「この方針をもとに与党との協議に入り、6月22日が会期末の今国会中に行使容認の閣議決定を目指す」とされています（同）。石破茂自民党幹事長も安保法制懇の集団的自衛権と集団安全保障の在り方、グレーゾーン対処について「三ついつぱんというわけにはいかない」として、グレーゾーン先行について「法案が整ったものからということはある」とし、さらに、閣議決定の時期についても「期限を区切って、まとまらなかったらどうするのか。まず丁寧に与党内の合意を売ることが優先する」と強調するなど公明党に配慮しています。

「閣議決定」から「政府方針」へ後退と執念は、憲法をめぐる安倍改憲勢力と、国民とのせめぎ合いの厳しさを示すとともに、安倍首相の思惑どおりことを進めることを許していないことを表しています。

なにより主権者である国民の憲法を守り生かせ、解釈改憲反対、戦争する国にはならないぞ、の運動が、安倍の暴走を押しとどめているのです。押し返しましょう。



憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する 愛知県民アピール

2014年05月09日

安倍首相の諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が審議を再開した。安倍首相は安保法制懇に「憲法制定以来の変化を重視し、新しい時代にふさわしい憲法解釈のあり方をさらに検討する」ことを求めている。そして、これまでの政権が憲法上許されないとしてきた集自衛権の行使容認に向けて議論が行われている。

従来、内閣法制局長官は、集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の実力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」（昭和58年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

日本が攻撃されていなくても他国の紛争に武力をもって協力する集団的自衛権の行使容認は、日本を戦争への道に引き込むものである。憲法解釈の変更で違憲の集団的自衛権の行使を認めようというのは、まさに立憲主義の破壊である。

日本国憲法は前文で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう」と述べるとともに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「安全と生存を保持しよう」と決意した」としている。集団的自衛権の行使容認は、憲法が定める平和的生存権を真っ向から侵害することになり、許されない。

世界でも今、戦争ではなく平和的・外交的努力で問題を解決することが流れとなっている。東南アジア諸国連合（ASEAN）では、互惠と紛争の平和的な解決の枠組みづくりが大きく前進している。憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道をこそ、日本は進むべきである。世論調査でも集団的自衛権の行使に反対の声が賛成を上回り、歴代の内閣法制局長官もこれに反対する声を上げている。

よって、国及び政府においては、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認をしないよう強く求める。

発起人

天野鎮雄（俳優）池住義憲（元・自衛隊イラク派兵差止訴訟の会代表）内河恵一（弁護士）
梅村忠直（弁護士・元愛知県会議員）折出健二（愛知教育大学名誉教授）木全和博（真宗
大谷派宝泉寺住職）額額和義（愛知県弁護士会元会長）津田正夫（元NHKディレクター）
寺本康美（コープあいち顧問）野間美喜子（弁護士）本秀紀（名古屋大学大学院教授）山
田幸彦（愛知県弁護士会元会長）

気になる三つの課題と労働運動

大木 一訓

連休中からずっと気になっていたことがあるので、聞いてください。

1 急務となった貧困対策

4月の消費増税の前後から、愛知の地域経済にも、何かとてつもない異変が起きつつあるように思えてなりません。私が日頃利用しているストアや商店街でも、わずかここ1～2ヶ月の間に、クリーニング店、花屋、新聞・雑誌店、時計屋、パーマ屋、洋装店が次々と閉店してしまいました。店舗がなくなっただけではありません。笑顔で挨拶していた人たちがいなくなってしまったのです。いまでは買い物に行っても、寒々とした雰囲気なのか、予想外の値上がりで困惑する主婦やお年寄りたちに囲まれて、いたたまれなくなります。街に出れば出たで、タクシーの乗務員たちが、空車ばかり走るようになったとボヤいているのにぶつかります。こんなことは初めてです。

「異変」の主犯は、明らかに3%の消費増税です。前回1997年の2%増税が、日本経済を長期不況に追い落とす要因になったことは周知の通りですが、このままいけば、今回の増税がそれを上回る、深刻な打撃となるのは確実です。

まず何より、消費税の破壊的影響にもっともきびしくさらされる低所得者層の規模が、前回とはまるで違います。安倍内閣は今回の消費税引き上げにあたり、「弱者対策」として、生活困窮者に1人1万円、年金生活者にはさらに5千円上乗せして配るという臨時給付金制度をつくりましたが、その対象者として想定しているのは、住民税の均等割も課税されない2400万人の低所得者です。不当にもこのなかには、約217万人（13年度）いる生活保護世帯の人たちは含まれていません。これを加えると、政府公認の生活困窮者だけでも今日では2617万人、総人口の20.6%もいることになるのです。前回の消費税引き上げの時も「弱者対策」が行われましたが、その時の対象者は890万人でした。この間、生活困窮者は3倍も膨張しているのです。増税のマイナス波及効果はそれだけ破壊的に広がることになります。

加えて国民生活には、医療・介護などの負担増、年金の切り下げ、各種公共料金の値上げ、円安下での生活必需品の価格上昇、6月からの復興特別住民税の徴収、等々の重荷が、この時期、増税と同時に一斉にのしかかってきています。臨時給付金など焼け石に水ですし、14春闘での賃上げも、残念ながら大企業の一部正規労働者を別とすれば、そうした重荷を軽くするものとはなっていません。

さらに、今回の消費増税の打撃をケタ違いに重くしているのは、人々の将来への「絶望」です。生活改善への見通しがまったくもてない、それどころか就業・生活条件の悪化と家計への負担増が、今後安倍政権のもとでますます深刻化するだろう、という庶民の予感で

す。「成長戦略」による規制緩和や「雇用改革」、TPPの強行、非正規拡大のなかでの外国人労働力の導入、15年10月からの10%への再度の消費増税、切迫するアベノミックス金融政策の破綻、等々、生活改善への希望はどこにもありません。4月27日に放映されたNHKスペシャル「調査報告・女性たちの貧困」は大きな反響をよびましたが、そこに描かれた、毎日を生死の狭間に追い立てられながら過ごさねばならないような生活が、愛知でも一気に広がっていく可能性があるのです。政府は、増税後も「消費は堅調」などと楽観的な情報を流していますが、庶民はその研ぎすまされた感性で、のっぴきならない破綻が近づいている現実を的確に捉えているのです。閉店した新聞・雑紙店のおやじさんは言いました。「少しくらい赤字を出しても40年頑張ってきたが、消費税が8%とか10%になってはやっていけない。何をやってももう見込みはないので、引退してひっそり暮らすつもりだ」と。

それにしても気になるのは、これまで経験したことがないような大規模な生活危機がさし迫っているというのに、それへの対応策がどこでも何一つとられていないことです。自治体の対応は信じられないほど無為無策で無責任です。愛知県は消費税対応の臨時給付金を受給する生活困窮者が県内にどのくらいいるかもつかんでいません。消費税対応は国の責任であり、なぜ県が対応を答えなければならないのか、具体的なことは市町村に聞いてほしい、という回答です。名古屋市の場合は、国からの1万円支給対象者が納税者の18%にあたる40万人にのぼり、さらに5千円上乘せされる年金生活者が20万人おり、実際に給付金が支給されるのは夏以降になる、といった「情報」はあるのですが、名古屋市独自の生活困窮者対策を考えておかなければならないかも知れない、という問題意識はまったく見られません。最近ではアメリカでもヨーロッパでも政府や自治体が貧困対策に力をいれるようになってきているのですが、日本ではその萌芽もみられません。

しかし振り返ってみると、労働運動の場合にも、間近に迫る生活危機とのたたかいが重要なことは誰もが認め強調するのですが、実態把握の上に立って、それを跳ね返していく具体的な取り組みをしているかと問われれば、まだこれからでしょう。時間との勝負ですが、突破口を開けるのは労働運動において他にはありません。

2 撤回・廃止しかない「雇用指針」

ところで労働運動の見地からすると、今回の消費税をめぐる情勢は、さらに深く厳しく捉えておく必要があるのです。安倍内閣の経済政策は、グローバル企業の国際競争力強化・高収益確保を唯一・絶対の目標とするものです。それは、アメリカや多国籍企業と一緒に、日本の国民や国土・資産を徹底的に搾取し食い物にすることを目的としており、国民生活の改善・向上や国民経済の健全な発展などは眼中にありません。高収益のためには自国民を外資の餌食にし、財政破綻や貧困の増大からさえも最大限の利益をひきだそうとする、「危機便乗型資本主義」の政策です。ですから同じ消費増税でも、1997年の場合とは異なり、安倍内閣による消費増税ははるかに破壊的略奪的な性格をもつようになっています。

一方的な決めつけだと思われてはいけないので、動かぬ証拠を挙げておきます。政府が今年4月1日に閣議決定した「雇用指針」です。

これは昨年12月に成立した国家戦略特別区域法にもとづき、安倍内閣が、「特区」に進出するグローバル企業が「労働関係の紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう」つくったガイダンスです。この英語版を広く外資企業に配布して日本の雇用ルールについて「的確な理解」をえるとともに、「特区」に設置する「雇用労働相談センター」でこの「指針」を活用した相談活動をすすめるというのですが、判例を中心とするその解説内容は実に驚くべきものです。

まず「総論」では、企業の人事労務管理には、①日本企業に見られる「内部労働市場型」と、②外資企業に見られる「外部労働市場型」とがあるが、一般に後者の場合には比較的容易に労働者を解雇できる、という見解を示します。そして日本では「権利濫用の禁止」など雇用ルールの一般原則があるが、実際には裁判所の価値判断によって適用内容は大きく異なってくる。裁判所は、外部労働市場型企业については内部労働市場型との差異を考慮して判断するので、安心してほしい、というメッセージを出しています。さらには、外資企業では幅広い配転等の解雇回避努力が求められることはないとか、非正規労働者については正規労働者の雇用ルールは適用されないとか、解雇が訴訟になった場合にも多くは和解による金銭支払いで柔軟な解決されているとか、外資企業経営者の立場に立った悪知恵をつけてさえいます。

労働契約の成立からその展開・終了へと展開している各論になると、「指針」は「紛争を未然に防止するために」として、さらに具体的な脱法行為の指南さえしています。いくつか例をあげると―

- ・試用期間中の解雇について、「労働者が従事する職務と期待する業績等をできるだけ具体的に記載すること、業績等を判断して解雇することがあることを明記すること、定期的に勤務評価を行い、問題があれば指摘すること、解雇する場合には予告期間をおき、一定の手当を払うこと」と至れり尽くせりのガイドをしている

- ・報酬に時間外労働に対する手当が含まれる場合には、その旨を労働契約書や就業規則に定めて運用せよと、事実上の労働時間エグゼンプションを勧めている

- ・解雇の「客観的に合理的な理由」には、①労務提供の不能 ②能力不足、成績不良、勤務態度不良、適格性欠如、③職場規律違反、職務懈怠（けたい）④経営上の必要性 ⑤ユニオンショップ協定、の5つの場合があることを解説し、労働契約書や就業規則にたとえば「健康上の理由により労働契約書等に記載された職責を相当期間果たすことができない場合には解雇することがあることを記載する」ようすすめて、「紛争」なき解雇への手助けをしている

- ・整理解雇は「希望退職者の募集等により労働契約の合意解約がなされる場合も多い」とか、人員削減の必要性について多くの判例は「企業の経営判断を尊重し、債務超過や赤字の累積等の企業の合理的運営上の必要性で足りるとしている」とか、「企業全体が経営危機になくとも、経営合理化や競争力強化のための特定部門の人員削減の必要性を認める事例もある」などと述べて、日本では整理解雇が容易に実施できるかのような解説をしてい

る

・非正規雇用について、「日本では有期雇用契約の利用目的についての規制はない」「労働契約期間が満了した場合は本来その労働契約は終了する」などと解説して、非正規の「雇い止め」を全面的に正当化している

全文38ページにわたるこの「指針」は、竹中平蔵の君臨する国家戦略特別区域諮問会議の意見をきいて厚生労働省がまとめたものですが、そこでは、日本の労働法制の説明はほとんどせずに、もっぱら解雇にかかわる判例を分類して示すことに終始しています。一見客観的な資料提供の装いをとっていますが、そこでは不当な判例も多く利用して、上に見たように「日本での解雇規制は心配するほど厳しいものではない」「問題が起されば政府機関が紛争にならないよう相談にものる」と宣伝し、外資企業の「特区」への進出を促そうという文書になっています。外資企業にも日本の雇用ルール of 意義を理解してもらい、労働法規を厳格に守らせるようにするのではなく、逆に、日本の規制は対処次第でどのようにも免れることができるという「脱法行為のすすめ」を、外資企業を相手に日本政府・厚生労働省が自ら押し進めているわけです。厚生労働省設置法第三条の規定―「厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務とする」―に照らしても、これは犯罪的な違法行為です。

この「雇用指針」は国家戦略特区に選ばれた全国六つの地域で使われるものなので、他地域はあまり関係ないだろうと考えるとすれば、それは早計です。「特区」には東京圏（東京都のほか、神奈川県、千葉県成田市をふくむ）と関西圏（大阪府のほか、兵庫県、京都府をふくむ）が選ばれていますが、日本経済の中核をなすこの二つの地域（日本の総人口の3割、GDPの4割をしめる）で通用するとなれば、それは否応なしに全国で通用することになってしまいます。全労働省労働組合も、特区内で通用する「雇用指針」は全国で適用されるルール（法令・判例）とまったく違わない、労働分野に特区はなじまない、と指摘しています。安倍首相が海外に出かけては、グローバル企業の経営者や投資家たちに「特区をてこに日本の『岩盤規制』を破壊するので、ぜひ日本に進出してほしい」と「国際公約」してまわっているように、もともと「雇用指針」は日本の労働法制全体を規制緩和で破壊・再編しようとする政策の一環なのです。

愛知県は早々と特区申請を出しましたが、予想外の落選をしてしまいました。安倍内閣との政治的なつながりが弱かったせいとか、雇用改革があまり盛り込まれていなかったせいだとか言われています。私はTPPの自動車分野での対米交渉が決着しない中で、外資企業の中京地域への進出メリットがはっきりしなかったためではないかと思っていますが、それはともかく、愛知県は雇用改革の追加提案をして、再度「特区」に立候補しようとしています。こうした状況下で、「雇用指針」は愛知でも活用されるようになるでしょう。いやその内容は愛知ですでに県の「雇用改革」政策に先取りされ活用されてきている、と言った方がよいかもしれません。

雇用ルールの改定を、労働者代表の意見を聞くことも公的審議機関や議会にはかることもなく、法令の改正・制定さえなしに、もっぱら政府の解釈や運用によって変えてしまおうというのは、解釈改憲と同じ手法です。それは、あらゆる民主的手続きを無視し立憲主義を否定する専制政治の、ファシズムの手法です。そのうえこの「雇用指針」は、グローバル企業の高収益のためには自国の労働者の解雇を容易にしようという売国主義の最たる政策です。しかし、気になるのは、この「雇用指針」のことが労働運動の中でさえあまり知られていないことです。労働運動はその名誉にかけても断固として撤回・廃止させなければならない代物ですし、そのたたかいは反動的な安倍「雇用改革」打破の突破口にもなると思うのですが。

3 政労使会議の罟

安倍暴走政治の本質は、静かなるクーデターです。安倍は憲法も法律も議会も無視して専制政治を確立し、政治も経済も教育もみな自己流につくり変えてしまおうと本気で考えています。彼にとって「自己流」とは、アメリカとグローバル企業に忠誠をつくし、だましのテクニックを多用しながら、戦前・戦中ираいの軍国主義的潮流を温存・復活させようというものです。ですから、この内閣との協力や妥協はありえません。それは二度と再び復活しないように消えてもらうしかありません。消費増税の破壊的作用をくい止めるたたかいも、反国民的な安倍内閣を取り除くたたかいと不可分です。

さて、このように考えた時に気になるのは、14春闘を前にして開かれた政労使会議の評価です。政労使会議とは、政府、財界、労働組合(連合)三者の代表者が「経済の好循環実現」のため合意形成をはかろうとする会議で、去年の9月から年末にかけて5回開催され、12月20日には「経済の好循環実現に向けた取組」という三者の確認文書をつくっています。労働運動の中には、安倍首相の財界への賃上げ要請や政労使会議での「確認」を、賃上げが必要だという社会的雰囲気をつくってくれたと積極的に評価する向きもあります。連合のメーデーに安倍首相が招かれたのもその現れでしょう。

この点では、安倍内閣の求めた「賃上げ要請」がどのような性格のものだったのか、確かめておく必要があります。ヘンデルとグレーテルの話ではありませんが、それは一言で言って、より広範な賃金労働条件の切り下げと大衆収奪のための「賃上げ要請」だったのではないのでしょうか。安倍内閣が「賃上げ要請」にこだわった最大の理由は、「アベノミックス」の「成長戦略」をなんとか軌道にのせる必要からでしたが、その「成長戦略」自体が、労働者派遣法の大改悪、野放しの非正規雇用拡大、「限定正社員」制度の導入によるさらに多様な差別的雇用の創出、思い切った産業・企業リストラの促進、「失業なき労働移動」という名の解雇促進、労働時間規制の解体をねらう裁量労働制の拡大、「職務・役割給」の導入をテコとする賃金の格差拡大と水準引き下げ、公務員労働者に対する違憲の賃下げ、金銭解決制度の導入など解雇規制緩和の推進、等々をふくむ、大々的な搾取・収奪強化策だからです。

「成長戦略」は、労働者代表も中小企業代表も排除し、これまでの政策作りの基本であ

る三者構成主義も無視して、安倍内閣と財界代表だけでつくった「国」の経済政策です。政労使会議は、その専制的につくられた「成長戦略」を前提に、「総理より政府・経営者・労働者の三者による議論を通じて、経済の好循環の実現の道筋をつけてほしいとの指示」があつて開催されたもので、法的な根拠のある審議機関ではありません。それは安倍内閣の経済政策への協力を約束させる場であつて、政府・経営者・労働者の三者で政策づくりをする場ではないのです。政労使会議を開催したからといって、安倍首相は労働者代表を政策策定過程に参画させるつもりはなく、事実、連合の古賀会長は首相との会談を何度申し込んででも無視されています。

政労使会議の議事録や確認文書を見ても、そこでは依然として「経済の好転→企業収益の拡大→賃金上昇」という成長戦略の欺瞞的論理を前提に「経済の好循環の実現に向けて、一致協力して取り組む」ことに合意しているのです。しかも「合意」の中では、官製賃上げではないかと批判をよんだ所得拡大促進税制の拡充や復興特別法人税の1年前倒し廃止も容認した形になっており、また、非正規労働者の間に業績・能力評価とその処遇への反映をもちこむとか、労働者は自己啓発による自らの能力開発に努める、といった「合意」まで盛り込まれています。会議に出席した労働界代表の古賀氏は、「経済政策と産業政策と雇用政策を一体的に推進すること」が大事だとし、「政労使会議が合意形成の場となるよう、労働組合としても積極的に努力したい」と発言していますが、これは事実上、安倍暴走政権への協力と服従を意味することにならないでしょうか。それは安倍政権の翼賛体制づくりに労働組合の側からも協力することにならないでしょうか。

安倍政権は、賃上げ実施事業者には設備投資支援で優遇するとか、賃上げ状況を政府が公表し、賃上げ要請に十分応えない企業にはデメリットがあると脅すなど、民間労働市場への介入を強める傾向をみせています。高齢者のなかには、国民大衆の窮乏が著しく進むときには労働市場統制が必要になると言う戦時経済の時の経験を思い出す人も多いでしょう。翼賛的な政労使会議の開催には戦争の臭いがするのです。

労働者は暴走内閣の政労使会議に期待するものなどないはずです。労働運動は、さし迫る生活危機や地域経済の破綻を前にして、自らが先頭になり中心となって、むしろ庶民の側からの「政労使会議」を立ち上げるべきではないでしょうか。派遣村の運動が示したような国民的連帯の運動が、今ほど待ち望まれていることはないと思います。

(おおき・かずのり／労働総研顧問、当所理事)

教員はどこまで職務に専念しなくてはいけないのか

「入学式年休問題」を学校と教員攻撃の材料にしてはならない

櫻井 善行

この春、埼玉の県立高校の1年生担任の教諭(女性)が、我が子の子どもの入学式に出席するために、本務である入学式当日に年休を取ったことがなんだかものすごく重要な問題であるかのような悪意あるキャンペーンが行われています。軽率な判断は避けるべきですし、校内事情がわからないまま安易に論評することはするべきではありません。ただこの学校では入学式の日には他の教員も何人か休暇を取っていることも問題であるかのような報道がなされています。(埼玉新聞) この論理を認めると、一切の儀式的行事には無条件で出席すべきだという考えになります。親の葬儀があっても公務優先すべきだという考えに結びつかないでしょうか。東京都と競う土屋反動県政の埼玉だけの問題に限らず、全国に波及することもありうるでしょう。「公僕」は「滅私奉公」が当たり前で、儀式的行事に私的理由で休暇をとるということはとんでもないという論理だけがまかり通ることにもなりかねません。あの教育評論家「尾木ママ」も、結果として教員を叩く側についているらしいです。そのおかげで、彼のブログは炎上したとか？

ところが yahoo などのネットでの賛否投票では、意外にも若い人は、お母さん先生が我が子の入学式に出席したことに理解している意見が多いようです。今までなら、こういった出来事はそんなにニュース価値はなかったはずですが。今回の場合、ある議員がやり玉に挙げ、地元紙がとりあげ、「サンケイ」も執拗に記事を書いています。現在進行形の「安倍教育再生」はこんな感じで進められていくのでしょうか？

この問題の出発点は、生徒や親からすれば、学校生活の出発点である入学式に担任がいてほしいというのは当然の気持ちからです。しかしここからある疑問が湧きます。というのは新しい年度のHR担任や校務分掌などの決定は当然個々の教員の事情を考慮して、プロセスが民主的か非民主的かのトーンの違いがあるものの、最終的には学校長の責任で決定されるのが一般的です。ということは学校長は、その1年生担任が自分の子どもの入学式に出席するために、入学式当日はその先生が休暇を取ることを知っていたし、そのことについても了解していたということです。「やむをえない」ということで、ことは推移するはずで、それ以上話題にはならなかったはずですが。私もこれまでの経験から、入学式当日に担任が同じような理由で休暇を取った事例があったことを記憶しています。ところが、とある県議と親がクレームをつけたことによって、全国的なニュースになったというのが経緯です。

今回の件は、法律的には、有給休暇は労働者に認められています(労働基準法 39 条。愛知県の場合、教育公務員は家族休暇の一項目として認定)。年次有給休暇には時季変更権の項目があり、これを行使をしない学校長はけしからんという意見もあるようですが、この場合おける時季変更権行使は行きすぎだという意見の方が多数のようです。実際にそ

の日に担任がいなかったから業務が遂行できなかった訳ではありません。法的な問題も、業務遂行上の問題もありません。実際に学校ではそのクラスも含めて、新年度はスタートしています。

本来は問題にもならなかったことでしたが、入学式の来賓の埼玉県議が「担任の自覚、教師の倫理観が欠如している。校長の管理責任も問われる」とお怒りになり、埼玉新聞がとびついて大問題であるかのような報道にしたからです。

この間の非難する人は、「年休をとれる人はいいけど、とれない人のことを考えろ」というような主張をネットに書き込んでいます。しかし、それは悲しいかなブラック企業がはびこることを後押しする論理につながります。年休すら取れない職場がたくさんあることは私たちも耳にします。しかし、そうしたまともな働くルールすら確立していない職場をなんとかするのではなく、一応はルールが確立している職場や権利を行使している人を攻撃して溜飲を下げているのであり、哀れなことです。

今回の出来事で、これを取り上げた人からすれば十分ぐらいな効果をもたらしました。それは休暇をとることへの萎縮です。休まなければいけないときにも、休むことが出来なくなることです。一県議がクレームをつけて、それに一部のメディアが飛びついて、全国的なニュースになりました。すでに全国の学校の多くは、際限ない時間外労働で、朝は7時から帰りは22時という先生も少なくありません。学校が今以上にブラック企業化することがあっても不思議ではありません。異常な教育現場をもとにしていく視点が欠落しています。「滅私奉公」とともに時代の逆行化を促しています。実際に、安倍教育再生は、一方では「新自由主義」的施策で競争原理と差別と分断をもたらしています。他方で「教育勅語」の理念の再評価など「復古主義」もあらわです。

今回の件は、一地方の出来事に過ぎないと思うわけにはいきません。安倍教育再生の1つである「教育委員会改革」は、政治主導で上からの目線で乱暴に政治が教育に介入していくことが明らかです。しかし世論が必ずしもそうした流れを受容しているわけではありません。

今回の出来事は、大人も含めたすべての人々に「ワークルール教育」を追求するいい機会になりました。人々を貧困と格差、恐怖と絶望に追い込んでいる巨悪に目を向けるのではなく、少しばかり恵まれている層への嫉みをもってストレスのはけ口を求める行動にそろそろ歯止めをかけなくてははいけません。

(さくらい・よしゆき／当研究所事務局長)

この2ヶ月 労働問題情報 2014年3月・4月

- 3/01 ●韓国:強制労働で三菱重工を新たに提訴 毎日新聞
- 1月有効求人倍率は6年5カ月ぶり高水準、失業率3.7% 朝日新聞
- 非正規雇用、1月は133万人増 労働力調査 日本経済新聞
- 3/02 ●大阪市議会:組合費問題など再審査申し立てを可決 /大阪 毎日新聞
- 3/04 ●ブラジル人労働者群馬県1割減、浜松市はピーク時の半数 MSN 産経
- 韓国:大学、病院非正規職労働者1400人がスト突入 LNJ
- 3/05 ●トヨタ自動車労働組合の春闘決起3000人集会 名古屋テレビ
- 1月所定内給与0.1%増、1年10カ月ぶりプラス 毎月勤労統計 日本経済新聞
- 3/06 ●夜行バス事故で労働局 運転手の勤務状況を調査 NHK
- 3/07 ●労働条件改善求めタクシーが集結 テレビ東京
- 全トヨタ労連会長「グループ中小も賃上げを」 代表者集会 日本経済新聞
- 複数手当を残業代に変えて隠ぺい 未払いに新手法 中日新聞
- 3/08 ●パートタイム労働法改正法案国会に提出 (厚生労働省) 日本商工会議所
- 家事労働、日本男性最短 OECD 調査、1時間2分 ノルウェーの3分の1 MSN 産経
- 3/09 ●夜行バス死傷 運転手の休日、12月は月2日 読売新聞
- 韓国:国際女性デー、朴槿恵政権の反女性政策廃棄を要求 LNJ
- 3/10 ●バングラデシュ:縫製労働者の権利 保護必要 ハフィントンポスト
- 3/11 ●「すき家」のゼンショーもベア実施 平均3500円 SankeiBiz
- 3/12 ●労働契約法「5年ルール」 専門技術者や高齢者で一部緩和 MSN 産経
- 「心の病」検査、年1回を義務化 政府が50人以上の事業所に 日本経済新聞
- 「派遣3年上限」 廃止を閣議決定 東京新聞
- ファミマも2年ぶりベア コンビニ大手3社で足並み 朝日新聞
- 3/13 ●労働力人口、2060年に1170万人減 女性活用でも… 日本経済新聞
- ホテル阪神:時間外労働月100時間超 総支配人書類送検 毎日新聞
- 解雇の可能性、労働契約に明記促す 政府の雇用指針案 日本経済新聞
- 3/14 ●「慢性疲労」82% 看護職員の労働実態 福島放送
- 3/15 ●外国人労働者拡大、58%が賛成=建設人手不足受け-時事世論調査
- 【春闘】491の労働組合の賃上げ平均6491円 スポーツ報知
- 3/16 ●解雇規制緩和、反対派が賛成派の2倍~労働市場活性化や企業の新陳代謝に期待の声も livedoor
- 3/17 ●トヨタ子会社 インド南部の工場でロックアウト NHK
- 3/18 ●労働者派遣法改正案、派遣で働く人の3分の2が「知らない」 マイナビ nw
- 春闘、賃上げは平均6491円で前年比1218円アップ--連合が回答状況を発表マイナビ nw
- 3/19
- カンボジア、若い労働力が強み 生産年齢人口 今後も増加 SankeiBiz
- 除染事業で違法労働 しんぶん赤旗
- 3/20
- 中国、新疆で繊維産業労働者の大幅増を図る方針 朝日新聞

- 日本の労働力人口は女性フル活用でも大幅減。豊かさの維持には生産性向上が必須
- 戦時中の強制労働賠償提訴、国内で初めて受理 中国国際放送
- 3/21** ●セブン側の不当労働行為を認定 コンビニ店主は「労働者」 西日本新聞
- 長期の原発労働で悪性リンパ腫 労災認定、5例目 河北新報（福井県美浜）
- 3/22** ●インド国内労働者の60%が半年以内の転職を検討 レスポンス
- トヨタ、インドの現地法人が労働者のロックアウト解除へ マイナビnw
- 3/23** ●トヨタがインドで販売100万台達成も労使問題では窮地に？ 日刊アメーバ
- 強制連行、原告1000人規模 中国で訴訟、拡大も asahi.com
- 3/24** ●京都）じん肺の犠牲者悼む 戦中の丹波マンガン鉱山労働 朝日新聞
- 3/25** ●TSCA[みなし労働]適用外で添乗時間の管理訴えー訪日人材育成も トラベルビジョン
- ベトナムの児童労働率は9.6%、世界平均を下回る 日刊ベトナムニュース
- 日本企業「強制連行」 中国・河北省の元労働者らが再提訴へ FNN
- 静まる港湾24時間スト しんぶん赤旗
- 3/26** ●原発労働者を労災認定 しんぶん赤旗 関西電力の原発で27年間、配管の点検などに従事し、悪性リンパ腫を発病した下請け労働者（62）
- 労働災害増加傾向にストップ 建通新聞
- 3/27** ●日本の労働者は疲労感を感じながら就業【拡大】 SankeiBiz
- 労働基準法違反:違法な時間外労働 容疑で運営会社を書類送検 — 西宮労基署 /兵庫
- 米大統領経済諮問委、チップ受け取る労働者の最低賃金引き上げ求める ロイター
- 戦時中の「強制労働」は「歴史慰留問題」 在日中国大使館 MSN産経ニュース
- 3/28** ●ペルーで鉱山労働者が機動隊と衝突 TBS News ペルーの首都リマで
- ワタミ、居酒屋の1割を閉店…労働環境改善で 読売新聞
- 韓国:サムスン電子の労働者が死亡...二酸化炭素が漏出 LNJ
- 3/29** ●米労働参加率の低下、構造要因大きく回復見込めない＝エコノミスト朝日新聞
- 派遣労働者、5・8%減 13年調査、規制強化で 西日本新聞
- トヨタ、印子会社で労働者が職場復帰拒否 WSJ
- 外国人労働者の拡大提言 自民、技能実習を延長し5年に 朝日新聞
- 韓国:カンボジア労働者流血事態、韓国の「右翼テロ」人物介入か レイバーネット日本
- 在宅型労働者は720万人 テレワーカー推計 河北新報
- 3/30** ●韓国:サムスン本館前に3千人集結...労働者千人が集団で野宿座り込み LNJ
- トヨタ印子会社でスト サービス残業、期限死守…日本企業の押し付けを現地メディアは批判 ニュースフィア
- 3/31** ●安倍首相「配偶者控除の見直し」を指示 公約違反？ 根強い反発を押し切れるか J-CAST ニュース
- 外国人技能実習を計8年に延長の方針 BLOGOS
- 4/01** ●米FRB議長「緩和策へ異例のコミットメント必要」、労働市場に緩み 朝日
- カタールW杯施設建設で移民者に過酷労働 日刊スポーツ
- 4/02** ●建設労働者の日給、17年ぶり増額 前年度比8%増、2万円に 秋田魁新報
- 4/03** ●戦時中の強制労働訴訟、中韓元労働者が連携 日本企業に圧力 日本経済新聞

●育児や家事サポートする外国人労働者 受け入れ検討を提言へ 経済審問会議の民間議員
ハフィントンポスト

●家事や介護で外国人受け入れを 経財諮問会議 女性の社会進出後押し SankeiBiz

4/04●労働時間:「規制対象外」が焦点に 見直し議論が本格化 毎日新聞

●韓国:造船所労働者、造船産業特別委の設立を要求 LNJ

●戦時中に強制労働、中国で約150人が提訴 4/2 14:44 更新 読売テレビ

●三菱東京UFJ労組 非正規も加入認める NHK

4/05●米雇用3月19.2万人増 労働市場、安定感強まる 日本経済新聞

●家事分野などでも外国人労働者を 安倍総理 テレビ朝日

●台湾:サービス貿易協定反対の萬泰銀行労働組合がスト権確立 LNJ 日本

4/06●労働生産性、製造業で上昇 2年ぶり高水準 日本経済新聞

●日本の家事労働、主役は女性時給は育児1180円、市場規模は130兆円超 MONEYzine

●低賃金労働者3分2が…/米国の“賃金窃盗(違法な未払い)” 強盗被害額の2倍

●米3月雇用統計、民間の雇用は金融危機以前の水準まで回復 CNN Japan

4/07●労働者の37%は「55歳で退職したい」、民間調査 アジア エક્ス

4/08●米国で増加する派遣労働者—企業の人件費削減で WSJ

4/09●最大の関心は「給料」 群馬労働局、大学生対象に調査 群馬 MSN 産経

●移民受け入れ、反対派が賛成派の倍〜労働力不足対策として高まる期待、根強い反対意見 - 政経ch

4/10●外国人労働者の拡大方針 人材活用という名の使い倒し 東京新聞

●ハローワークの求人「記載内容と労働条件違う」7000件以上 J-CAST ニュース

4/11●西脇・半導体工場閉鎖 兵庫労働局が再就職支援へ 神戸新聞

4/12●韓国:労働弾圧糾弾2次希望バス、文化芸術家も参加 レイバーネット日本

●不当労働行為:元従業員5人が救済申し立て—久御山の運送会社/京都 毎日新聞

●日本は女性の労働参加促進を、IMF 専務理事 AFPBB News

●人材派遣会社57社に事業停止命令 兵庫労働局

4/13●フランス、労働協約で勤務時間外のメールや電話による労働者への連絡を禁止
スラッシュドット・ジャパン

●韓国:「二酸化炭素漏出による労働者の死はサムスンの責任」 レイバーネット日本

4/14●週4日労働・管理職の存在しない Treehouse 社の CEO ライアン・カーソンの
仕事術 ライフハッカー [日本版]

●韓国:最低賃金議論開始…時給6700ウォン要求 レイバーネット日本

●安倍政権が現代の奴隷労働=外国人実習制度を拡大-外国人実習生の過労死発生率は日本人の5倍超 BLOGOS

4/15●労働条件:求人票と違う98件 厚労省、相談電話を設置 毎日新聞

●韓国:雇用労働部傘下職員、通常賃金訴訟で勝訴 レイバーネット日本

●労働条件、求人票と違う98件 厚労省、相談電話を設置 琉球新報

●米消費者、労働市場に一段と楽観的に=NY連銀月間調査 朝日新聞

4/16●生産労働人口、32年ぶりに8000万人割れ 4人に1人65歳以上 日本経済新聞

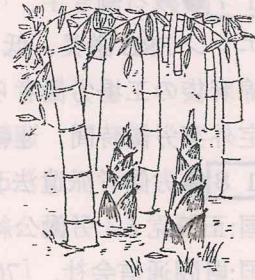
●無報酬労働で課徴金12億円…九州のDS 読売新聞

- ILO 海上労働条約特別三者委員会、海上労働条約規範部の改正で合意 レスポンス
- 米消費者、労働市場に一段と楽観的に=NY 連銀月間調査 IBTimes
- 4/17** ● 減る働き手、「移民」で労働力確保に政府は慎重 読売新聞
- イエレン FRB 議長、低インフレと労働市場の緩みを警戒 WSJ
- 石綿麻袋の工場労働者ら中皮腫などで10人死亡…堺 読売新聞
- 所定外実労働時間、運輸・郵便業が最長 logisticsToday
- 4/18** ● 労働者派遣法改正案、「派遣期間の上限変更」に 89%の人材派遣会社が賛成
- 韓国:正義党 6.4 労働公約を発表、「労働に基づいた福祉」 レイバーネット日本
- 韓国:財閥通信会社、「70 年代」の違法な労働環境 レイバーネット日本
- 4/19** ● カルテに「月 600 時間労働」 アニメ制作会社勤務だった 20 代男性の過労自殺認定 SankeiBiz
- 賃上げ、20 代で年収 450 万円提言 日建連 建設技能労働者の減少に対応 SankeiBiz
- 派遣法改正案「同じ職場に 3 年まで」 安定雇用崩れる業種も 中日新聞
- 4/21** ● 水産庁通知 尖閣往来、漁業に限定 視察・観光の漁船利用阻止 MSN 産経
- 4/22** ● 岐阜労働局・労災発生状況を集計・是正勧告半数以上 建通新聞
- 米各都市に広がる労働力不足―「売り手市場」で 08 年来の逼迫 ブルームバーグ
- 労働時間:年収 1000 万円超「給与は成果払い」 競争力会議、規制緩和提言毎日新聞
- 4/23** ● 労働事件 新規は 28 件 新潟日報
- 米雇用市場、労働者不足が深刻化も賃金の伸び悩みは変わらず WSJ
- トヨタのインド現法、労働者がスト終結へ WSJ
- 4/24** ● 首相、新たな労働制度の検討指示 成果で評価、諮問会議で 中日新聞
- 4/25** ● 残業代ゼロ、長時間労働の歯止めなし 抵抗できぬ働き手 asahi.com
- 陰法改正案を法制司法委員会再度保留させたことに対する「越権 ...
- 台湾の労働組合等が中国東カンのスライキ支援の行動 レイバーネット日本
- 安倍首相:労働時間の制限緩和 検討指示「成果で評価を」 毎日新聞
- 4/26** ● 連合系中央メーデー―自民党の首相、13 年ぶり出席へ 時事通信
- プラチナ鉱山、労働集約的な地下生産から移行へ―英アングロ ブルームバーグ
- 小学生の子がいるパートタイマー、労働時間短く年収低い傾向 リセマム
- 4/27** ● マレーシア労働者 200 万人に最低賃金支払われず=労働組合会議 レスポンス
- 中国:国内の労働 NGO 15 団体が裕元スライキ労働者支援の公開書簡 LNJ
- 4/28** ● 韓国:労働三権争奪 移住労働者メーデー レイバーネット日本
- アニメ制作社員の自殺 クールジャパン支える「月 600 時間労働」の衝撃 ITmedia
- 韓国:ユソン企業管理者、労働者への性暴力容疑 レイバーネット日本
- 4/29** ● てんかん:福岡労働局、生徒のてんかん開示要請 一昨年、雇用側懸念受け毎日
- プラチナ・タウン「マリカナ」スライキ中労働者が処遇受け入れへ。AFBNW
- 4/30** ● ゼンショー/すき家の労働環境改善で第三者委員会を設置 流通ニュース
- 世界に平和メッセージ発信 八重山毎日オンライン

※出所は Google アラート労働からです。後尾の LNJ はレーバーネットジャパン WSJ はウォールストリートジャーナル マイナビ NW はマイナビニュースの略です。

☆2014年5月15日以降の活動・集会予定など

- 5月17日 第3回愛知労働問題研究所理事会兼第8回所員会議14時から
5月18日 東海自治体学校
6月14日 第9回所員会議
7月12日 第10回所員会議



☆寄贈された書籍、購入書籍ほか

- 経済学は何をすべきか 岩井克人ほか（日本経済新聞社）
アメリカはいつまで日本を守るか 日高義樹（徳間書店）
安倍政権の末路 二宮厚美（旬報社）
日本の「労働」はなぜ違法がまかり通るのか 今野晴貴（星海社）
若者の血肉を食う真犯人 今野晴貴（朝日新書）
週刊東洋経済5/17 誤解だらけの介護職（東洋経済新聞社）
エコノミスト5/6・13 歴史に学ぶマネーと経済（毎日新聞社）

☆月刊全労連5月号 特集：社会保障大改悪とたたかう

6月号 特集：最賃闘争で賃金底上げを

☆経済5月号 特集：マルクス経済学のすすめ

6月号 特集：アフリカとグローバル経済

★今回176号を発行しました。今号も充実した多くの投稿をいただきました。

内容はいずれも力作で学ぶところが多く、編集部は大感謝です。

B5版からA4版へのサイズ変更はいがいかがでしょうか？

感想とあわせて会員のみなさまからの積極的な投稿をお待ちしています。

☆労働情報二ヶ月ニュースを続けて載せています。あっという間に過ぎていきますから振り返るときに新しい発見があったりします。ツツジからあやめの季節です。

* 「所報」第176号（隔月刊） / 発行日2014年5月15日

* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所（略称：労問研）

* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

* TEL/FAX(052) 883-6978 Eメールai-romonken@roren.net

* ホームページ <http://www.roren.net/romonken/>

* 研究所会費（年）個人6000円 団体1口・12000円 *会員の購読料は会費に含む。収入のない大学生・院生割引あり相談下さい。送金先：郵便振替00860-6-80604 愛知労働問題研究所 / 三菱東京UFJ銀行・金山支店・普通口座1368019

* お願い：14期・2013年度会費につきまして173号にて請求しています。お忘れの方はよろしく。

